

事業者向け支援金等申請サポートセンター よくあるお問合せ (Q&A)

No.	質問	回答
1	申請サポートセンターの業務は何ですか	<p>①事業者向けに、国、県、市の支援金の概要をお伝えし 専門窓口のご案内業務。</p> <p>②事業者向けに、対象支援金の申請などの不明点、必要書類等の相談に 行政書士、社会保険労務士の 訪問相談の受付業務。</p> <p>③対象支援金の代行申請を 行政書士 や 社会保険労務士 へ 依頼した際の手数料の4/5を補助する申請の受付。</p>
2	申請方法を教えてください。	<p>ホームページからの申請 又は 郵送での申請も可能です。</p> <p>郵送の場合は ホームページから申請書と誓約書をダウンロード頂き 手書きで ご利用下さい。</p>
3	申請対象者は。	<p>対象支援金を社会保険労務士・行政書士に申請代行を依頼した福岡市内中小企業者。</p> <p>①雇用調整助成金②緊急雇用安定助成金③母性健康管理による休暇取得支援助成金④福岡県感染拡大防止協力金 ⑤福岡市感染症対応シティ促進事業 ⑥地域の飲食店を支えるテイクアウト支援 ⑦休業要請への協力店舗への家賃支援 は、本申請が 事業所単位ですが、当事業への申請は、事業主単位 (法人は法人単位) となります。</p> <p>上記①～⑦の本申請が可能であれば 市外法人は、当サポート金申請可能となります。上記①～⑦以外は 市外法人は非対象です</p>
4	一時支援金・月次支援金の『事前確認』やご自身で申請後の 行政書士の『不備訂正代行』は、サポート金の対象になりますでしょうか？	<p>いいえ。当事業のサポート金は 『本申請 (申請受付完了作業)』を 行政書士に 代行依頼した場合の 報酬に対してのみ対象とさせて頂いております。</p>
5	申請に必要な 基本書類は何ですか (追加書類として以下の (7) の書類を お願いすることがございます)	<p>基本書類：サポート金申請書・誓約書・請求書・対象支援金申請書写し (下記6 ご注意下さい) になります</p> <p>注) 誓約書：お名前の横に 代表職位 を必ずご記入ください。 個人事業主は “代表” や “事業主” とご記入ください 法人は、 “代表取締役” など代表役職をご記入下さい</p> <p>注) 請求書：請求書には、いつの何の 請求かを詳しくご記入下さい。(特に月毎に申請のものは、何月分と分かる様にご記入下さいませ。詳細追記の為に再提出をお願いする事がございます。</p> <p>注) 申請書：申請書は最新のものを利用頂き、未記入欄が無い様お願いします。該当がない場合は “なし” “ 0円” “ 0人” との記載をお願いします。</p>

6	<p>提出時に何に注意が必要ですか</p> <p>●雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・母性健康管理による休暇取得支援助成金・小学校休業等対応助成金/支援金 介護離職防止支援などは、申請提出時の書面 1 枚目と 社会保険労務士 氏名 の記載ページを提出下さい。</p> <p>●一時支援金（本申請）持続化給付金・家賃支援給付金・ 福岡県家賃軽減支援金・福岡県感染拡大防止協力金・ 福岡県中小企業者等月次支援金・月次支援金（国） 福岡市が行う新型コロナ対策に係る事業者向け助成金などの オンライン申請の場合は、申請を受付けた際の 返信メール の画面コピーをご用意いただき、代行の証明の為 画面コピーの余白部分に 行政書士に代行申請依頼 された旨 の 事業者様のご一筆をお願いします。（氏名は 自署記入） 郵送申請の場合も、同様に 申請書控えの余白部分に 行政書士に 代行申請依頼された旨の 事業者様のご一筆を お願いします。（氏名は 自署記入） 例：本紙 申請におきまして 行政書士●●●●●●に代理申請 を依頼しました。令和●年●月●日 会社名（屋号）●●●●●● 代表者氏名●● ●●</p>
7	<p>追加書類は必要ですか</p> <p>会社名（屋号）・事業所住所・代表者名 の確認の為、 営業許可通知書 や 確定申告書、法人登記履歴全部事項、 開業届など のご提出をお願いする事がございます。 福岡県月次支援金は、酒類販売業免許通知書の写しを提出下さい その他、対象支援金により 追加書面をお願いすることが ございます。 書面を画像 で お送り頂く際は 出来る限り A4サイズに近い形で 鮮明なものをお願い致します。</p>
8	<p>上限金額は</p> <p>対象支援金により異なりますが、社会保険労務士コース 10万円・行政書士コース10万円となります。 注）法人は法人単位で、個人事業主は 事業主単位での 上限計算となります。店舗每ではございません。</p>
9	<p>公認会計士・税理士が経理書類を作成した 場合もサポート対象でしょうか</p> <p>いいえ、書類の作成、提出は、行政書士や社会保険労務士の 業務となりますので サポート対象にはなりません。</p>
10	<p>NPO法人・社会福祉法人・財団法人・ 社団法人・医療法人・宗教法人・学校法人 などは 支援対象でしょうか。</p> <p>いいえ、中小企業基本法 第2条 第1項 各号に基づく 事業者を主に対象にしており、市内の中小企業者に 注力して支援をしております。</p>
11	<p>雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の 申請は2つを1つにしてよいでしょうか</p> <p>いいえ、名前の違う支援金は、それぞれに計算、支給します ので、それぞれの申請をお願いいたします。 同じ支援金は、数か月分 まとめて申請も可能です。 尚、請求書はそれぞれの内容がわかるものをご用意下さい。</p>
12	<p>福岡県感染拡大防止協力金を対象とする サポート金は、店舗毎申請可能ですか</p> <p>いいえ、個人事業主は、確定申告同様に事業主単位で の申請となります。法人は 法人番号毎の申請となります。</p>
13	<p>不備の連絡はどのような方法ですか</p> <p>不備のご連絡は、電話、メールにて申請時に登録の 箇所に連絡いたします。迷惑メールBOXもご確認ください。</p>

出来る限り早くの支給に努めておりますが、数多くの申請を頂いており、審査・支給に時間を要しております。

追加書類のお願い等、ご連絡差し上げた場合は、お応え頂けます様 何卒宜しくお願い申し上げます。